

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R4.10)						新条文(R5.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文
1	1	1	18	4	1	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、大分県建設リサイクルガイドラインに基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 ただし、設計金額100万円未満の工事は、提出を不要とする。	1	1	1	18	4	1	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、大分県建設リサイクルガイドラインに基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 ただし、設計金額100万円未満の工事は、提出を不要とする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	誤植、文言追加
							受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、大分県建設リサイクルガイドラインに基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 ただし、設計金額100万円未満の工事は、提出を不要とする。	1	1	1	18	5	1	5.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、大分県建設リサイクルガイドラインに基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 ただし、設計金額100万円未満の工事は、提出を不要とする。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	文言追加
1	1	1	30	8	1	8.低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	1	1	1	30	8	1	8.低騒音型・低振動型建設機械	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	誤字
1	1	1	32	8	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	8	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	更新
1	1	1	32	14	1	14.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和3年6月改正 政令第172号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正 法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	14	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、 または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答 を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令(令和4年1月改正 政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	更新
1	1	1	34	1	11	(8)	雇用保険法(令和3年6月改正 法律58号)	1	1	1	34	1	11	(8)	雇用保険法(令和4年3月改正 法律12号)	更新
1	1	1	34	1	15	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)	1	1	1	34	1	15	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	更新
1	1	1	34	1	18	(15)	道路交通法(令和2年6月改正 法律第52号)	1	1	1	34	1	18	(15)	道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)	更新
1	1	1	34	1	20	(17)	道路運送車両法(令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	20	(17)	道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第4号)	更新
1	1	1	34	1	25	(22)	港湾法(令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	34	1	25	(22)	港湾法(令和4年3月改正 法律第7号) 更	更新
1	1	1	34	1	28	(25)	下水道法(令和3年5月改正 法律第31号)	1	1	1	34	1	28	(25)	下水道法(令和4年5月改正 法律第44号)	更新
1	1	1	34	1	29	(26)	航空法(令和3年6月改正 法律第65号)	1	1	1	34	1	29	(26)	航空法(令和4年6月改正 法律第62号)	更新
1	1	1	34	1	43	(40)	電気事業法(令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	34	1	43	(40)	電気事業法(令和4年6月改正 法律第74号)	更新
1	1	1	34	1	46	(43)	建築基準法(令和3年5月改正 法律第44号)	1	1	1	34	1	46	(43)	建築基準法(令和4年5月改正 法律第55号)	更新
1	1	1	34	1	64	(61)	空港法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	64	(61)	空港法(令和4年6月改正 法律第62号)	更新
1	1	1	34	1	68	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	68	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律(令和4年5月改正 法律第46号)	更新
1	1	1	34	1	70	(67)	職業安定法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	70	(67)	職業安定法(令和4年3月改正 法律第12号)	更新
1	1	1	34	1	71	(68)	所得税法(令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	71	(68)	所得税法(令和4年6月改正 法律第71号)	更新
1	1	1	34	1	74	(72)	電波法(令和3年3月改正 法律第19号)	1	1	1	34	1	74	(72)	電波法(令和4年6月改正 法律第70号)	更新
1	1	1	34	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和2年6月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年4月改正 法律第32号)	更新
1	1	1	34	1	77	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和3年6月改正 法律第58号)	1	1	1	34	1	77	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	更新
1	1	1	34	1	83	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	83	(80)	個人情報の保護に関する法律(令和4年5月改正 法律第54号)	最新通達の適用
								1	1	1	55			1-1-1-55 石綿使用の有無		
														受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所管労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	新規追加	
1	2	1	0	1	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、 港湾土工、空港土工 その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	0	1	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。	誤植

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R4.10)							新条文(R5.10)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
								2	2	3	1	1	9		JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材)	追加
2	2	3	2	3	1	3.使用規定の例外	気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	2	2	3	2	3	1	3.使用規定の例外	気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	誤植
2	2	6	1	4	1	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	4	1	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	誤植
2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。								急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。	誤植
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正 政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。								再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	
3	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	2	0	0	3		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	改訂までの読替え明示
3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針(平成元年6月)	3	2	2	0	0	16		日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針(平成元年6月)	更新
3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係る環境基準について(平成31年3月)	3	2	2	0	0	18		環境省 水質汚濁に係る環境基準(環境省告示第62号)(令和3年10月)	修正
3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(平成25年10月)	3	2	2	0	0	21		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(平成25年10月)	修正
3	2	2	0	0	20		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)	3	2	2	0	0	22		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)	修正
3	2	2	0	0	47		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)(平成30年10月)	3	2	2	0	0	49		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定](2018年10月)	誤植
								3	2	2	0	0	50		地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル(平成23年8月)	新規追加
3	2	3	2	4	10	②	交通量が非常に多い期間								交通量が非常に多い区間	誤植
3	2	3	10	1	1	1.視線誘導標	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	3	2	3	10	1	1	1.視線誘導標	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	読店
3	2	3	13	3	13	(9)	プレストレス終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。								プレストレス終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	脱字
3	2	3	14	2	4		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会、平成30年10月)における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。								なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]」(土木学会、2018年10月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植
3	2	4	4	21	14	(9)	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。	3	2	4	4	21	14	(9)	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。	誤植
3	2	4	5	13	1	13.杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	3	2	4	5	13	1	13.杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	誤植
3	2	4	5	19	1	19.泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	19	1		受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	修正
3	2	4	7	7	1	7.過堀の禁止	受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	7	7	1	7.過堀りの禁止	受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	誤植
3	2	5	3	2	1	2.コンクリートブロック積	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1:1より急なものをいうものとする。	3	2	5	3	2	1	2.コンクリートブロック積(張)	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1:1より急なものをいうものとする。	脱字
3	2	5	3	4	1	4.コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻かいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空けが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	2	5	3	4	1	4.コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻かいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	誤植
3	2	6	7	4	16	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	16	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。	文言追加
3	2	6	16	2	1	2.舗設	受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	3	2	6	16	2	1	2.舗設	受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	誤植
3	2	7	6	1	1	1.一般事項	受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	2	7	6	1	1	1.一般事項	受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	
3	2	10	1	1	1	1.適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。	3	2	10	1	1	1	1.適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに類する工種について定める。	文言追加、削除

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R4.10)						新条文(R5.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文
3	2	10	8	2	1	2.周辺被害の防止	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に つと め被害を与えないようにしなければならない。	3	2	10	8	2	1	2.周辺被害の防止	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に 努 め被害を与えないようにしなければならない。	誤植
3	2	12	3	1	119	⑥	外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	119	⑥	外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	誤字
3	2	15	3	9	1	9.盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 ま き出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	2	15	3	9	1	9.盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 巻 出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	誤植
3	2	17	3	1	1	1.樹木・芝生管理工の施工	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を う けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による。	3	2	17	3	1	1	1.樹木・芝生管理工の施工	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を 受 けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による。	誤植
3	2	17	3	2	1	2.剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の 策 定について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行わなければならない。	3	2	17	3	2	1	2.剪定の施工	受注者は、剪定の 施 工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の 改 正について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行わなければならない。	修正
6	1	1	0	6	1	6.河積阻害等の防止	受注者は、河川工事の仮締切、瀬 が え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等避けるように施工をしなければならない。	6	1	1	0	6	1	6.河積阻害等の防止	受注者は、河川工事の仮締切、瀬 替 え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等避けるように施工をしなければならない。	誤植
6	3	2	0	2	5		国土交通省 河川砂防技術基準（令和3年4月）	6	3	2	0	2	5		国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月）	年度更新
6	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和3年3月）	6	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	年度更新
6	3	5	6	6	8	(7)	受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが さ けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	6	3	5	6	6	8	(7)	受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが 避 けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	誤植
6	4	16	3	0	2		伸縮装置工の施工については、第3編3-2-3-24伸縮装置工の規定による。	6	4	16	3	0	2		排水装置工の施工については、第6編6-4-12-3排水装置工の規定による。	誤植
6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和3年3月)の規定による。	6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」(国土交通省、令和4年3月)の規定による。	年度更新
7	2	5	4	1	1	1.施工上の注意	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に つと めなければならない。	7	2	5	4	1	1	1.施工上の注意	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に 努 めなければならない。	誤植
7	2	5	11	12	1	12.ゲート閉鎖	受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に つと めなければならない。	7	2	5	11	12	1	12.ゲート閉鎖	受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に 努 めなければならない。	誤植
8	2	5	11	24	1	24.曳航、回航にあたる事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に つと めなければならない。	8	2	5	11	24	1	24.曳航、回航にあたる事故防止	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に 努 めなければならない。	誤植
8	1	2	0	0	4		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	8	1	2	0	0	4		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2013年制定] (2013年10月)	誤植
8	1	2	0	0	5		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	8	1	2	0	0	5		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月)	誤植
8	1	8	1	1	1	1.適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート 側 壁工、コンクリート 副 堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	8	1	8	1	1	1	1.適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート 副 堰堤工、コンクリート 側 壁工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	誤植
8	3	2	0	0	10		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)	8	3	2	0	0	10		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)	修正
8	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領(平成28年3月)	8	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領(平成28年3月)	スペース
8	3	5	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	8	3	5	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	誤植
8	3	6	1	1	1	1.適用工種	本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、 集水 樹工、現場排水路工その他これらに類する工種について定める。	8	3	6	1	1	1	1.適用工種	本節は、山腹水路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場排水路工、 集水 樹工その他これらに類する工種について定める。	誤植
8	3	9	1	3	1	3.杭建て込みのための削孔	受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を さ けるように施工しなければならない。	8	3	9	1	3	1	3.杭建て込みのための削孔	受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を 避 けるように施工しなければならない。	誤植
8	3	9	3	3	1	3.人工泥水	受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を さ げなければならない。	8	3	9	3	3	1	3.人工泥水	受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を 避 けなければならない。	誤植
9	1	2	0	0	4		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)(平成25年10月)	9	1	2	0	0	4		コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2013年制定] (2013年10月)	誤植
9	1	3	5	1	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更する場合があるものとする。	9	1	3	5	1	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更を 指 示する場合があるものとする。	文言追加
9	1	4	7	4	1	4.バケットの構造	バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ、速やかなものとする。	9	1	4	7	4	1	4.バケットの構造	バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ速やかなものとする。	句点
9	1	4	9	8	1	8.異コンクリートの打継ぎ	受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変を さ けるようコンクリートを打込まなければならない。	9	1	4	9	8	1	8.異コンクリートの打継ぎ	受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変を 避 けるようコンクリートを打込まなければならない。	誤植
9	2	3	3	2	1	2.過堀の処理	受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督員と協議しなければならない。	9	2	3	3	2	1	2.過堀りの処理	受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督員と協議しなければならない。	誤植

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R4.10)						新条文(R5.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文
9	2	4	1	6	1	6.オーバーサイズの除去	受注者は、まき出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	9	2	4	1	6	1	6.オーバーサイズの除去	受注者は、巻出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	誤植
9	2	4	5	2	1	2.まき出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	9	2	4	5	2	1	2.巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植
9	2	4	5	3	1	3.まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	5	3	1	3.巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植
9	2	4	5	4	1	4.まき出し材料の含	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	9	2	4	5	4	1	4.巻出し材料の含水比	受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	誤植
9	2	4	5	5	1	5.層間の密着性の確保	受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスクリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後にまき出しを行わなければならない。	9	2	4	5	5	1	5.層間の密着性の確保	受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスクリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後に巻出しを行わなければならない。	誤植
9	2	4	6	2	1	2.まき出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	9	2	4	6	2	1	2.巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植
9	2	4	6	3	1	3.まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	6	3	1	3.巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植
9	2	4	6	4	1	4.まき出し材料の粒	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。	9	2	4	6	4	1	4.巻出し材料の粒度	受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。	誤植
9	2	4	7	2	1	2.まき出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	9	2	4	7	2	1	2.巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植
9	2	4	7	3	1	3.まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	7	3	1	3.巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植
9	2	4	7	4	1	4.大塊・小塊のまき出し	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。	9	2	4	7	4	1	4.大塊・小塊の巻出し	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に巻出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように巻出さなければならない。	誤植
10	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	1	2	0	0	3		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	改定までの読替え明示
10	1	2	0	0	13		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(平成25年10月)	10	1	2	0	0	13		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針(平成25年10月)	修正
10	1	2	0	0	14		日本道路協会 落石対策便覧(平成12年6月)	10	1	2	0	0	14		日本道路協会 落石対策便覧(平成29年12月)	発行日修正
10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	修正
10	2	5	1	2	1	2.適用規定	排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編10-2-5-3側溝工、10-2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	5	1	2	1	2.適用規定	排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編10編10-2-5-3側溝工、10編10-2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
10	2	8	1	3	1	3.適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 4-1.施工」(日本道路協会、令和3年3月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	8	1	3	1	3.適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 4-1.施工」(日本道路協会、令和3年3月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、第3編3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
10	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、第3編3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和4年1月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一、発行年月
10	2	10	1	3	1	3.適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	10	1	3	1	3.適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	修正
10	2	10	2	2	1	2.区画線の指示方法	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」により施工する。	10	2	10	2	2	1	2.区画線の指示方法	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」により施工する。	修正
10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。))に従い行わなければならない。	10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)) (国土交通省、平成30年10月) に従い行わなければならない。	修正
10	4	1	0	0	15		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧(令和2年9月)	10	4	1	0	0	15		日本道路協会 鋼道路橋疲労設計便覧(令和2年9月)	誤字
10	6	2	0	0	7		土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説(平成28年8月)	10	6	2	0	0	7		土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	誤植
10	6	2	0	0	8		土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説(平成28年8月)	10	6	2	0	0	8		土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	誤植
10	6	2	0	0	9		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説(平成28年8月)	10	6	2	0	0	9		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	誤植
10	6	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を さ げ、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	10	6	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を 避 け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	誤植
								10	6	5	3	11	1	11. 横断目地	トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。	新規追加
								10	6	5	3	11	2		なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。	新規追加
10	6	5	3	12	1	12.打設時期	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測(A)の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	6	5	3	12	1	12.打設時期	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測(A)の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	条項移動
10	7	2	0	0	16		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)	10	7	2	0	0	16		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] (2018年3月)	誤植
10	7	2	0	0	17		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	10	7	2	0	0	17		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月)	誤植
10	7	2	0	0	18		日本道路協会 落石対策便覧(平成12年6月)	10	7	2	0	0	18		日本道路協会 落石対策便覧(平成29年12月)	発行日修正
10	11	2	0	0	5		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説(平成28年8月)							土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	誤植	
10	14	14	7	5	1	5.落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に つ とめなければならない。	10	14	14	7	5	1	5.落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に 努 めなければならない。	誤植

